

# 腎臓リハビリテーション指導士 指導士 Q & A

## I. 規則 Q & A

### 質問 I - 1

Q. 腎臓リハビリテーション指導士とは何なのでしょう？

A. [“腎臓リハビリテーション指導士とは？”](#) のページをご参照ください。

### 質問 I - 2

Q. 海外留学を予定しています。休会の手続き書類をお送りください。

A. 腎臓リハビリテーション指導士資格保有者には、休会は適用されません。

### 質問 I - 3

Q. 「腎臓リハビリテーション指導士の認定にかかわる講習会」では、認定証や受講証などは発行されますか？

A. 学会主催の「腎臓リハビリテーション指導士の認定にかかわる講習会」では、認定証や受講証などは発行されません。腎臓リハビリテーション指導士認定試験に合格すれば、指導士の認定証が発行されます。

### 質問 I - 4

Q. 腎臓リハビリテーション指導士の資格は、更新なしにずっと継続できるのでしょうか？

A. 5年ごとの更新が必要です。詳細は「[腎臓リハビリテーション指導士資格更新について](#)」をご覧ください。

### 質問 I - 5

Q. 腎臓リハビリテーション指導士に関する情報がほしいのですが。

A. ホームページ上にアップされている情報をご参照ください。

### 質問 I - 6

Q. 指導士受験の際、会員歴2年という条件がありますが、これはどのような意味でしょうか？

A. 会員登録日から受験申し込み日までの年度で、2年以上継続して正会員であることが必要です。会員登録は入会申込書が事務局に受理され、会費を収めた日となりますが、ご不明な方は、メール ([jsrr@md.tsukuba.ac.jp](mailto:jsrr@md.tsukuba.ac.jp)) にて事務局にお問い合わせください。

### 質問 I - 7

Q. 自分はいつから会員だったのでしょうか？教えてください。

A. 事務局 ([jsrr@md.tsukuba.ac.jp](mailto:jsrr@md.tsukuba.ac.jp)) にお問い合わせください。ただし、メールのみに対応致します。

#### 質問 I - 8

Q. 認定書の再発行は可能でしょうか？

A. 可能です。再発行手数料は 5,000 円（税抜）です。ご希望があれば、事務局までメールのタイトルを【依頼】指導士認定証再発行依頼として、会員番号と氏名等をご連絡ください。

#### 質問 I - 9

Q. 認定書の再発行ができると聞きましたが、結婚して姓が変わった場合は再発行してもらわなければならないのでしょうか？

A. 再発行が必要と思われるようでしたら、質問 I - 8 と同様の手順で事務局へ依頼を出してください。学会としては旧姓のものをお持ちいただいたままでも問題ありません。

#### 質問 I - 10

Q. 学会主催の腎臓リハビリテーション指導士講習会の申込をしたいのですが、どのようにしたらよいのでしょうか？

A. ホームページに掲載されている講習会については、掲載されている問い合わせ先にご連絡ください。

#### 質問 I - 11

Q. 指導士資格取得後の就職状況が判れば、知りたいのですが。

A. それに関するデータは収集しておりませんので、お答えできかねます。

#### 質問 I - 12

Q. 腎臓リハビリテーション指導士の英語呼称はどのようにお書きしますか？

A. 2018（平成 30）年の総会で「Registered Instructor of Renal Rehabilitation (RIRR)」と決まりました。

## II. 研修 Q & A

### 質問Ⅱ－1

Q. 新規受験を考えています。必ず講習会を受けなければなりませんか？

A. 講習会は、腎臓リハビリテーション指導士試験の対策のために開催するものです。腎臓リハビリテーションを行っている施設にお勤めの方、あるいは腎臓リハビリテーション実地経験のある方ですでに自分で十分な知識があると判断した場合は、必ずしも受ける必要はありません。

### 質問Ⅱ－2

Q. 腎臓リハビリテーション指導士の受験は考えていませんが、講習会だけ受けたいと思っています。受けられますか？

A. 本研修は、腎臓リハビリテーション指導士受験をする方を優先するもので、予約制となります。受験と同時に講習会を申し込む形でなければ受け付けません。

### 質問Ⅱ－3

Q. 今年会員になったばかりですが、すぐに講習を受けられますか？

A. 受験資格の規定を満たさなければ申請できませんので、講習は受けられません。

### 質問Ⅱ－4

Q. 同じ施設から数人講習の希望者がいます。申請は受理されるでしょうか？

A. その年の申請人数によって検討されますが、基本的には複数人であっても問題ありません。

### 質問Ⅱ－5

Q. 講習会の受講費はいくらでしょうか？

A. 10,000円です。申請が受理された後に、事務局より請求書が発行されますので、お振込みください。会費の振込先とは別ですので、必ず請求書が発行されてから、その請求書でお振込みください。

### 質問Ⅱ－6

Q. 申請後、講習開始までに職務の都合で講習が受けられなくなった場合、振り込んだ受講費は戻していただけるのでしょうか？

A. 原則的に返金はいたしません。

### 質問Ⅱ－7

Q. 医療資格を持っていない者でも講習を受けられますか？

A. 本講習の目的は腎臓リハビリテーション指導士受験のため（実地経験や知識の不足を補うため）ですので、腎臓リハビリテーション指導士受験が可能な資格（[「資格の取得方法について」](#)参照）のない方は講習には参加いただけません。

### Ⅲ. 受験 Q & A

#### 質問Ⅲ－1

Q. 腎臓リハビリテーション指導士を受験するために会員歴が年度として2年以上必要とのことですが、自分はいつから会員だったのでしょうか？教えてください。

A. 事務局 ([jsrr@md.tsukuba.ac.jp](mailto:jsrr@md.tsukuba.ac.jp)) にメールでお問い合わせください。

#### 質問Ⅲ－2

Q. 准看護師に受験資格はありますか？

A. 残念ながら、受験できません。

#### 質問Ⅲ－3

Q. 老人保健施設に勤務の理学療法士です。受験資格はありますか？

A. あります。その他の会員歴など受験のための条件を満たしているかどうか、併せてご確認ください。

#### 質問Ⅲ－4

Q. 受験日にちょうど「通算して2年以上の会員歴」の条件を満足します。受験できますか？

A. できません。申請時の直近年度で2年以上継続して会員であることが必要です。

#### 質問Ⅲ－5

Q. 「腎臓リハビリテーションの実地経験」とは具体的にはどのような経験のことを指すのでしょうか。

A. 腎臓リハビリテーションガイドライン（南江堂）（2018年夏に発刊）を踏まえて行われている腎臓リハビリテーションの内容を満たした実施経験です。

#### 質問Ⅲ－6

Q. 当院では、廃用症候群に陥りリハビリテーション目的で転院して来られる慢性腎臓病の方が多く、廃用症候群に対してリハビリテーションを行っています。当院での経験は「腎臓リハビリテーションの実地経験」として認められるのでしょうか。

A. 運動障害やいわゆる廃用症候群のリハビリは、腎臓リハビリテーションとは違います。症例報告の書き方の注意をご覧ください。ただし腎臓リハビリテーションとして腎機能などに注意を払いながらアプローチすれば実地経験として問題ありません。

\*本学会から出されている「腎臓リハビリテーションガイドライン」を参考にしてください。

### 質問Ⅲ－7

Q. 資格条件のうち、腎臓リハビリテーションの実地経験が1年以上あることというのは、日本腎臓リハビリテーション学会の施設会員となっている医療施設での実地経験という解釈で正しいのでしょうか？

A. 施設会員となっている施設かどうかは関係ありません。申請者が本学会の正会員であり、腎臓リハビリテーションを行っている経験があれば問題ありません。

### 質問Ⅲ－8

Q. 受験資格についてですが、実地経験としては腎臓リハビリテーションとしてアプローチしていればよいとのことでした。当院では、心肺運動負荷試験（CPX）装置がなく、CPXでのデータが出せない状況です。上記のような状態でも受験資格を満たしているのか、講習会の受講を利用した方がよいのかご回答いただけますか？

A. 腎臓リハビリテーション指導士の受験申請は、申請時の直近2年以上継続して正会員であることを満たした上で、

1) 腎臓リハビリテーションの実地経験が1年以上である。

2) 自験例10症例が提出できる。

を満たせば受験できます。ただし、症例報告は厳しく審査されます。CPXができなくても結構ですが、

1) 運動負荷試験を個別に実施し、その結果をもとに運動処方を出して適切に運動療法を行っていること

2) 栄養指導や生活指導など、包括的リハビリテーションを実施していること

が重要です。以上が満たされなく、症例報告に自信がない場合は講習会の受講をお勧めします。

## IV. 申請書の書き方・送り方 Q & A

### 質問IV-1

Q. 看護師と理学療法士の両方の資格を持っています。申請書にはどのように記入すればよいですか？

A. 看護師・理学療法士とご記入ください。ただし、主たる資格に◎をしてください。

### 質問IV-2

Q. 申請書に記入する会員番号とはどの番号ですか？

A. 日本腎臓リハビリテーション学会の会員番号のことです。

### 質問IV-3

Q. 試験終了後に結婚するので名前が変わります。合格したら認定証は新しい名前でほしいのですが、どうすればいいのでしょうか？

A. 試験の時に事務局にお申し付けください。また、後日、ホームページからダウンロードして変更届をご提出ください。

### 質問IV-4

Q. 受験申し込みの際に、受験票の写真の裏に名前を書くのを忘れてしまいました。それでも受付していただけますか？

A. 受付可能です。写真がはがれないようにしっかりと糊づけしていただくことが大切です。

### 質問IV-5

Q. 応募書類が必着日に間に合いそうもありません。受け付けていただけますか？

A. お受けできません。

### 質問IV-6

Q. 応募者多数の場合は、抽選になるのですか？

A. 試験会場の大きさに対して応募者が多数の場合や同一施設から多数の応募があった場合などは、抽選となる可能性があります。

### 質問IV-7

Q. 申請書を宅配便で送ってしまいました。

A. その年の募集要項に従ってください。

#### 質問IV－8

Q. 私はとある病院の院長ですが、腎臓リハビリテーション指導士に興味をもち、受験を考えています。会員歴・経験年数・資格（医師）等問題ありませんが、自分が院長であるため、「所属長の推薦」をもらうことはできません。自分が自分を推薦するわけにもいきませんので、どのようにすればよいかご教示いただけますか？

A. 受験申請者の職務や腎臓リハビリテーションの施行状況などを熟知している学会の役員（理事・代議員）がいれば、その方に推薦書を書いてもらってください。

#### 質問IV－9

Q. 会員歴5年の理学療法士です。私は、過去に腎臓リハビリテーションに3年間従事していましたが、職場を異動し現在は直接腎臓内科や透析科のある医療施設で慢性腎臓病患者をみることはありません。しかし、慢性腎臓病患者を回復期病棟や老人保健施設にて担当することがあり、腎不全を意識しながらリハビリテーションを実施するうえで、腎臓リハビリテーションの知識は不可欠だと痛感しております。私のような場合でも、受験は可能でしょうか？

A. 過去に経験があり、回復期病棟や他の施設においても、腎疾患を有する患者に対して、腎臓リハビリテーションを実施してくるのであれば、受験資格はあります。

#### 質問IV－10

Q. 腎臓リハビリテーション指導士の受験について質問があります。推薦状の推薦者はどの方が適当なのでしょうか？ ①当院リハビリテーション部の部長でしょうか？ ②腎臓内科や透析科の部長でしょうか？ ③腎臓リハビリテーション指導士の資格を持つ医師でしょうか？

A. 上記の場合は、①か②になります。上司の指導士資格の有無は問いません。

## V. その他 Q & A

### 質問V-1

Q. 講習会費用および受験料の入金が間に合いません。考慮していただけますか？

A. 期限内に入金できなければ受験・受講の受付はできません。

### 質問V-2

Q. 受験料・講習会費用を間違えて、会費用の銀行口座に振込みをしてしまいました。

A. 振込料を引いて返金します。

### 質問V-3

Q. 受験料・講習会費用を入金後に病気になりました。返金していただけますか？

A. 残念ながら、返金できません。

### 質問V-4

Q. 講習会に遅刻してしまいます。途中から入っても大丈夫ですか？

A. 講習会は必須ではないので、遅刻早退は自由です。ただし、他の受講者の迷惑にならないように配慮してください。

### 質問V-5

Q. 試験の時に早く退出したいのですが、認められますか？

A. 原則終了後に退出です。どうしても試験終了時間の前に帰らないといけない方は、事前に試験監督にお申し出ください。

### 質問V-6

Q. 試験の際、単眼鏡、ルーペ持ち込みを許可してもらえますか？

A. 応募の際、事務局にお問い合わせください。

### 質問V-7

Q. 残念ながら、今回の試験で不合格になったものです。自分が何点だったのかを知りたいのですが、教えていただけないでしょうか？

A. お問い合わせの件ですが、点数はお教えできません。

### 質問V-8

Q. 再受験でも推薦者は必要ですか？

A. 必要です。

#### 質問V－9

Q. 再受験で今年受験します。もし今年も落ちた場合は、来年は新規でしょうか？症例報告もまたしなければなりませんか？

A. その通りです。新規受講ということで、申請も新規受験として扱われます。

#### 質問V－10

Q. すでに新規受験を申請し、書類審査については問題ないとお返事をいただいた者です。あとは試験へむけて受験料の振込みなどを用意すればよかったです。親類の婚礼と重なってしまい、試験を受けることができなくなってしまいました。この場合、来年の書類審査は免除いただけるのでしょうか？

A. 再受験ではありませんので、来年度に新規申請扱いとなります。したがって、書類はすべて整えていただき推薦状も新たにそろえてください。ただし、症例報告は今年度の内容で結構ですが、様式が一部変わりますので、来年度の様式にあわせて提出してください。審査も新規申請と同様に行います。

Ver.2.0 : 2021/11/8 改訂

Ver.2.1 : 2021/11/15 修正